

2011年12月4日

一般社団法人 日本発達障害ネットワーク 理事長 市川宏伸 様

質問書

質問者

住所
電子メール

D-FAX

平素より当事者・保護者の立場に立った支援の充実に向け、活動を進められていることにつきまして感謝申し上げます。

さて、貴団体が2009年7月2日付けで文部科学大臣宛に提出された要望書（別添1）に関して、下記のご質問をさせていただきます。ご多忙中とは存じますが、可及的速やかにご回答いただけますようお願いいたします。なお、この質問書及びご回答につきましては、以下URLにて公開とさせていただきますので念のため申し添えます。

<http://koukaishitsumon.web.fc2.com/>

記

1. 要望書提出の際に貴団体理事で NPO 法人エッジ代表藤堂栄子氏が、独断により要望書に係わる添付資料（以下藤堂文書）を提出したという事実について承知されているか。また、その内容については承知されているか。
2. 藤堂文書の存在と内容については、貴団体副理事長山岡修氏及び代議員 NPO 法人全国 LD 親の会理事長内藤孝子氏も承知していたという事実については、何らかの報告または会としての調査がされているか。
3. 藤堂文書の内容及びその提出経緯について、貴団体としての見解を示されたい。
4. 藤堂文書の内容開示を求めているが、いまだに実現していない。貴団体の責任に於いて早急に開示されたい。

以上

付記

私は障害者放送協議会著作権委員会委員長としてまた全国 LD 親の会事務局員として、著作権法改正に係わる文部科学大臣宛要望書の原案作成責任者の立場にありました。

私からの要請を受けて NPO 法人全国 LD 親の会は、文部科学大臣宛要望書(別添2)を2009年7月9日付けで提出しております。

要望書の日付が前後していますが、貴団体の要望書はこの全国 LD 親の会のものを下敷きとされており、障害者放送協議会著作権委員会委員長である私から、貴団体副理事長山岡修氏を通じての要請（別添3）に応じられたものであり感謝の意を表します。

しかしながら藤堂文書の存在は、このような団体間の相互信頼関係や協力関係を破壊しかねないものであり、一刻も早く解決されるべき問題と考えてきたところです。

山岡修氏、内藤孝子氏、藤堂栄子氏らへは、それぞれ要請をしてきたところですが、今日に至るも一切の返答がないため、やむなく今回の質問書の提出となったものです。

以上質問書の趣旨ご理解のうえ、よろしくご回答くださるようお願い申し上げます。

平成21年7月2日

文部科学大臣
塩谷 立 殿

要 望 書

日本発達障害ネットワーク
代表 田中 康雄

平成20年9月17日、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」が施行され、あわせて「著作権法第33条の2」も改正され、LD等の発達障害のある児童生徒が学習できるように、適切な配慮がなされた検定教科用図書等の普及のために必要な措置が講ぜられることとなりました。

しかしながら特別支援教育の現場において、LD（学習障害）やディスレクシア（読字障害）等の発達障害のある児童生徒に対しての情報保障はいまだ不十分であり、適切な配慮がなされた検定教科用図書等の提供もほとんどなされていないのが現状です。

また、第171国会において、去る6月12日障害者の情報格差是正等を目的として「改正著作権法」が成立し、平成22年1月1日より施行されることとなりました。今回の改正は日本政府として批准を目指している、「国連障害者の権利条約」の趣旨をふまえたものとも言われております。つきましては、LD等の発達障害のある児童生徒の情報保障や学習権保障の観点から、下記のとおり要望します。

記

1. 発達障害のある児童生徒の中には、「視覚や聴覚による表現の認識に障害がある」場合があることら、今回の改正著作権法で規定されている、「視覚障害者等」「聴覚障害者等」の範囲について、政省令による規定および運用に際しては、発達障害を含め、対象を極力広く捉えるよう配慮すること。
2. 「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」に則り、発達障害のある児童生徒のための、バリアフリー化された教科用特定図書の普及のための予算措置を行うこと。（特に義務教育段階においては、無償給与のための予算措置）
3. 発達障害のある児童生徒のための教科用特定図書に関する調査研究を引き続き拡充して実施すること。
4. 検定教科書のデジタル化、テキスト化、デイジー化については、製作には多大な労力と資金が必要なことから、需要に追いついていない状況にある。これらに積極的に取り組むとともに、国立国会図書館で計画されているデジタルアーカイブ事業と連携し、同図書館に納本済みとなっている検定教科書のデジタル化に取り組むこと。

以上

平成21年7月9日

文部科学大臣
塩谷立殿

要 望 書

特定非営利活動法人全国LD親の会
理事長 内藤 孝子

平成20年9月17日、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」が施行され、あわせて「著作権法第33条の2」も改正され、LD等の発達障害のある児童生徒が学習できるように、適切な配慮がなされた検定教科用図書等の普及のために必要な措置が講ぜられることとなりました。

しかしながら特別支援教育の現場において、LD等の発達障害のある児童生徒に対しての情報保障はいまだ不十分であり、適切な配慮がなされた検定教科用図書等の提供もほとんどなされていないのが現状です。

また、第171国会において、去る6月12日障害者の情報格差是正等を目的として「改正著作権法」が成立し、平成22年1月1日より施行されることとなりました。今回の改正は日本政府として批准を目指している、「国連障害者の権利条約」の趣旨をふまえたものとも言われております。つきましては、LD等の発達障害のある児童生徒の情報保障や学習権保障の観点から、下記のとおり要望します。

記

1. LD等の発達障害児者の中には、「視覚や聴覚による表現の認識に障害がある」場合があることから、今回の改正著作権法で規定されている、「視覚障害者等」「聴覚障害者等」の範囲について、政省令による規定および運用に際しては、発達障害児者を含め、対象を極力広く捉えるよう配慮すること。
2. 「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」に則り、LD等の発達障害のある児童生徒のための、バリアフリー化された教科用特定図書の普及のための予算措置を行うこと。(特に義務教育段階においては、無償給与のための予算措置)
3. LD等の発達障害のある児童生徒のための教科用特定図書に関する調査研究を引き続き拡充して実施すること。
4. 国立国会図書館で計画されているデジタルアーカイブ事業と連携し、同図書館に納本済みを含めすべての検定教科書のデジタル化(デジタイズ化など)及び音声化に取り組むこと。

以上

【参考資料】 山岡理事（JDDネット副代表）のメール

Monday, June 29, 2009 1:20 AM

JDDネット、理事各位

「改正著作権法」が成立し、平成22年1月1日より施行されることとなりましたので、全国LD親の会では、6/15付けで、添付と同様の内容で要望書を文部科学省に提出しました。

今回の改正では、「聴覚障害等（視覚や聴覚による表現の認識に障害がある場合）」について、字幕を付与したビデオ・DVD等、インターネットのストリーム配信や通信衛星による放送コンテンツについて、利用を聴覚障害者だけでなく、知的障害者、発達障害者（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等のある人。以下同じ）、高次脳機能障害者等も利用できるようになる可能性があります。また、ディスレクシアのある人がデジタイズ図書を利用できる可能性があります。しかし、改正著作権法では、聴覚障害等、視覚障害等の範囲が定められていないため、今後、文部科学省による政令、省令、告示等により範囲が定められる可能性があり、「範囲について、極力広くしていただきたい」というのが要望の1番目であり、最大の要望事項です。

なお、この件については、国会の討議の中では、文化庁は発達障害等も入れられるようにしたいと答弁しています。

また、検定教科書のデジタル化については、多大な労力と経費がかかることから、なかなか需要に追い付いていない状況にあり、国立国会図書館で計画されているデジタルアーカイブ事業の中で、検定教科書のデジタル化（デジタイズ）も取り組んでほしいという要望が4番目です。この件についても、国立国会図書館の館長は前向きな発言をされています。

この件は、LDだけでなく、ディスレクシア（NPOエッジ）や聴覚認知に困難を持つ発達障害児にも関係するため、全国LD親の会だけでなく、JDDネットからも要望書の提出をお願いしたいと思っております。

この著作権法の改正等に関しては、社会福祉法人日本身体障害者団体連合会等の20団体位からなる「障害者放送協議会」という団体で運動してきており、全国LD親の会かにも10年位前から委員を出して、活動を続け、ようやく法改正にこぎつけたものです。

（JD、日本自閉症協会、育成会、全国LD親の会等も加盟）

<http://www.normanet.ne.jp/~housou/>

この著作権法関係については、下記に分かりやすく解説されています。

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/h21_shiho_01/pdf/sankoushiryo_3.pdf

特にご異議なければ、JDDネットとして要望書を提出させていただきたいと思っております。ご意見などありましたら、7/4までにご意見をお願いします。よろしく申し上げます。

山岡 修（ヤマオカ シュウ）

日本発達障害ネットワーク 副代表（JDDネット）